

# 静岡県産材証明制度実施要領

静岡県木材協同組合連合会

## (目的)

**第1条** この要領は、静岡県が静岡県産材証明制度要綱（以下、「県要綱」という。）で規定する「静岡県産材証明制度」の適正な実施を図るため、静岡県木材協同組合連合会（以下、「本会」という。）及び林業・木材関係業界が行うことについては、「静岡県木材業者登録規約」（以下、「登録規約」という。平成14年4月1日施行）、「静岡県木材業者登録規定」（平成14年4月1日施行）、「静岡県木材業者登録要綱」（平成14年4月1日施行）によるほか、この要領に定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この要領において「県産材取扱業者」とは、「県要綱」第2条第1項に規定する「静岡県産材」を生産販売する者で、本会会長（以下、「会長」という。）が適正と認めたる者をいう。

## (県産材取扱業者の認定)

- 第3条** 「県産材取扱業者」の認定を希望する者は、「登録規約」第4条に基づく登録申請に際し、「県産材取扱業者」の認定希望の旨を記した申請（様式第1-1号）をするものとする。
- 既に「登録規約」に基づき静岡県木材業者登録済みの者で、「静岡県産材取扱業者」を希望する者は、静岡県産材取扱業者認定申請書（様式第1-2号）を提出するものとする。
  - 会長は、「県産材取扱業者」の認定を希望する申請書を受け付けたときは、その内容を審査し適当と認められる場合、「県産材取扱業者」として認定し、県産材取扱業者台帳（様式第2号）に記載するものとする。
  - 会長は、認定した「県産材取扱業者」に県産材取扱業者認定証（様式第3号）を地区木材組合経由で通知するものとする。
  - 会長は、認定した「県産材取扱業者」を知事に報告（様式第4号）するものとする。

## (県産材取扱業者認定の有効期間)

**第4条** 「県産材取扱業者」認定の有効期限は3年以内とする。

## (県産材販売管理票の交付)

- 第5条** 「管理票」は会長が交付する。ただし、必要な経費は、「県産材取扱業者」が負担するものとする。
- 「県産材取扱業者」に認定された者は、事業所が所在する地区木材組合へ「県産材販売管理票」（様式第5号）（以下、「管理票」という。）の交付申請（様式第6号）をすることができる。
  - 地区木材組合は、「県産材証明業者」であることを確認し、「管理票」交付台帳（様式第7号）に記入するものとする。

## (管理票の発行)

- 第6条** 「県産材取扱業者」は、「管理票」の発行にあたって、以下の事項について遵守しなければならない。
- 1次「管理票」を発行できるのは、木材生産者（素材生産業者、森林組合等）及び原木市場である。
  - 流通・加工業者は、1次「管理票」の複写がある場合のみ、それを基に2次、3次以降の「管理票」の発行ができる。

- (3) 管理票の発行者は、基となる「管理票」の材積、本数を超えて「管理票」の発行はできない。

### (管理票の管理)

**第7条** 「県産材取扱業者」は、「管理票」の発行にあたって、以下の事項について遵守しなければならない。

- (1) 「管理票」の使用は、「県産材取扱業者」のみ可能であり、貸し借りをしてはならない。
- (2) 「県産材取扱業者」は、「管理票」が紛失した場合は、速やかに地区木材組合に届出(様式第8号)するものとする。
- (3) 「県産材取扱業者」は、「管理票」を発行年月日順にひとまとめにして、整理しなければならない。
- (4) 「管理票」は、3年間保存しなければならない。

### (指導・調査等)

**第8条** 会長は、「静岡県産材証明制度」を適正に運用させるため、研修、指導、調査を行うものとする。

- 2 会長は、調査等の結果、運用に不適切であると認められたときは、改善のための必要な指導を行うこととする。

### (認定の抹消)

**第9条** 「県産材取扱業者」は、自己都合により登録を抹消したいときは、県産材取扱業者抹消申請書(様式第9号)を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があったときは認定の抹消を行い、その旨を「県産材取扱業者」に通知(様式第10号)するとともに、知事に報告(様式第11号)するものとする。

### (認定の取消)

**第10条** 会長は、「県産材取扱業者」としての認定が不適切であると認めるときは、その認定を取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取り消しの理由を付して「県産材取扱業者」に通知(様式第12号)するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その取り消しの日から換算して1年間、当該者の再認定を行わないものとする。  
さらに会長は取り消しの理由を付して、県知事に報告(別紙様式13号)するものとする。

### (制度普及)

**第11条** 会長は、制度の浸透を図るため、関係団体、業界に対して普及することとする。

### (書類の提出)

**第12条** 特段定めのない書類の提出は、事業所が所在する地区木材組合へ提出するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成14年9月9日から施行する。
- 2 この要領の施行日から平成16年12月末日までに認定した「県産材取扱業者」の有効期限は、平成16年12月末日までとする。以後3年ごとに更新。

# 【木材登録及び県産材取扱業者認定のための申請書】

【様式第1 - 1号】

登録番号	
*登録年月日	平成 年 月 日
*登録有効期限	平成 年 月 日

\*県木連記入

## 木材業者登録申請書 (新規・更新)

平成 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

申請者氏名

印

(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)

木材業者の登録を受けたいので、静岡県木材業者登録規約第4条の規定により申請します。

なお、「静岡県産材証明制度」実施要領第3条第1項の規定に基づき、「静岡県産材」を証明できる「県産材取扱業者」に認定していただきたく、併せて申請します。

商号(名称)	
氏名(代表者)	
住所(所在地) (法人は、主たる事業所の所在地)	(〒 - )
電話・ファックス	TEL. FAX.
資本金	万円
事業開始年月日	年 月 日

登録業者ステッカー	追加購入枚数 (1枚500円 × 枚)
-----------	---------------------

1枚は無料です。

経由組合名		意見	適 / 否
-------	--	----	-------

添付書類:(別紙)県産材取扱業者の事業状況

# 【県産材取扱業者認定のための申請書】

(木材業者登録済の場合)

【様式第1 - 2号】

登録番号	
*登録年月日	平成 年 月 日
*登録有効期限	平成 年 月 日

\*県木連記入

## 静岡県産材取扱業者認定申請書

(新規・更新)

平成 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

申請者氏名

印

(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)

「静岡県産材証明制度」実施要領第3条第1項の規定に基づき、「静岡県産材」を証明できる「県産材取扱業者」に認定していただきたく、併せて申請します。

木材業者登録番号	
氏名(代表者)	
住所(所在地) (法人は、主たる事業所の所在地)	(〒 - )
電話・ファックス	TEL. FAX.

経由組合名		意見	適 / 否
-------	--	----	-------

添付書類:(別紙)県産材取扱業者の事業状況

様式第 1 - 1、1 - 2 号の（別紙）

## 県産材取扱業者の事業状況

\* 県産材証明業者を申請する場合に記入

区 分	内 容
取扱う材の種類	
年間販売量	
P R 事項	
E-mail、H P	

注: 以上の内容は、静岡県ホームページ等に掲載し一般に公表することに異議ありません。



(様式第3号)

# 県産材取扱業者認定証

平成 年 月 日

.....様.....

静岡県木材協同組合連合会

会 長



「静岡県産材証明制度」実施要領第3条第3項及び第4項の規定により、「静岡県産材」を証明できる「県産材取扱業者」に認定したので通知する。

## 【 認 定 内 容 】

1. 木材業者登録番号 .....

2. 事 業 者 名 .....

3. 所 在 地 .....

4. 認定の有効期限 平成 年 月 日

5. 条 件

- (1) 「静岡県産材証明制度」要綱及び「静岡県産材証明制度」実施要領を遵守すること。
- (2) 県の実施する定期検査及び静岡県木材協同組合連合会が実施する調査等に協力すること。

(様式第4号)

平成 年 月 日  
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会  
会長



## 「県産材取扱業者」の認定について

「静岡県産材証明制度」要綱第6条の規定に基づき、「県産材取扱業者」として認定した者を下記のとおり報告します。

記

登録業者 番号	業種	事業者名	所在地	電話番号	取扱う材 の種類	年間販売 量	PR事 項
				FAX 番号			

\* 県産材取扱業者の事業状況添付のこと。

(様式第6号)

## 県産材販売管理票(追加・再)交付申請書

平成 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会々長 様

(登録業者)

住 所  
社 名  
代 表 者

印

「静岡県産材証明制度」実施要領第5条第2項の規定に基づき、県産材販売管理票を交付していただきたく、本書のとおり申請する。

記

- 1 登録業者番号 (平成 年 月 日認定)
- 2 交付申請部数 部

- \* 交付申請部数は、10部(2枚複写を1部とする。)単位で、200部を上限として、年間必要量を記入する。
- \* 不足が生じた場合は、追加申請することができる。
- \* 紛失した場合は、紛失届出後、再申請することができる。

(様式第8号)

## 販売管理票紛失届

平成 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会々長 様

(登録業者)

住 所  
社 名  
代 表 者

印

県産材販売管理票を交付していただいたところではありますが、下記のとおり紛失してしまいましたので届け出ます。

記

1. 登録業者番号 (平成 年 月 日認定)

2. 紛失部数 部

3. 紛失理由

4. 紛失内容

交付部数	使用部数	紛失部数	残部数	備考
部	部	部	部	

(様式第9号)

## 県産材取扱業者抹消申請書

平成 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会  
会長

様

(申請者)

住 所  
社 名  
代 表 者

印

「静岡県産材証明制度」実施要領第9条第1項に基づき、「県産材取扱業者」の認定を抹消していただきたく、下記のとおり申請する。

記

1. 県産材取扱業者名

2. 抹消の理由

(様式第10号)

## 県産材取扱業者の抹消について

平成 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会  
会長

印

平成 年 月 日付で、貴社から県産材取扱業者抹消の申請があった件について、「静岡県産材証明制度」実施要領第9条第2項に基づき、下記のとおり認定を抹消したので通知します。

記

県産材取扱業者認定抹消事業者名

(様式第11号)

平成 年 月 日  
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会  
会長



## 県産材取扱業者の抹消について

「県産材取扱業者」として認定した者を抹消したので、下記のとおり報告します。

記

県産材取扱業者認定抹消事業者名

登録業者番号	事業者名	所在地	抹消理由

(様式第12号)

## 県産材取扱業者の取消について

平成 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会  
会長



「静岡県産材証明制度」実施要領第10条第2項に基づき、下記のとおり登録を取り消したので通知します。

記

1. 木材業者登録番号 (平成 年 月 日認定)
2. 「県産材取扱業者」取消事業者名
3. 取消の理由

(様式第13号)

平成 年 月 日  
第 号

静岡県知事 様

静岡県木材協同組合連合会  
会長



## 県産材取扱業者の取消について

下記の業者について「県産材取扱業者」の認定を取り消したので、下記のとおり報告します。

記

県産材取扱業者認定取消事業者名

登録業者番号	事業者名	所在地	取消理由



(様式第7号)

## 「静岡県産材販売管理票」交付台帳

NO	登録業者番号	認定年月日	事業者名	所在地	電話番号	発行部数	発行区分	発行年月日

(注)・発行区分は、当初発行：当、追加発行：追、再発行：再を記入する。